平成２３年（フ）第５８８号
石川県野々市市扇が丘20番27号　サンライズ扇が丘305号室
債務者　髙尻　善史
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５８９号
金沢市高畠２丁目８番地　千田ビル403号
債務者　越元　勢子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
岐阜県可児市皐ヶ丘２丁目73番地、住民票上の住所岐阜県多治見市小名田町６丁目256番地
債務者　熊谷　京子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１５１７号
京都市南区東九条南烏丸町35番地の６　南烏丸市営住宅１棟701号
債務者　甲斐　　恵
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２７号
京都市山科区大宅辻脇町35番地
債務者　伊藤　芳子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３５号
京都市下京区土手町通正面下る紺屋町396番地　エステムプラザ京都河原町通303号
債務者　オフィスｓｙｚｙｇｙこと　金谷　暢雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６５号
京都市右京区梅津後藤町42番地２　リバーハイツ梅津202号
債務者　泉　　邦久
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６６号
京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅱ番館203号
債務者　中峯　英喜
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６７号
京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅱ番館203号
債務者　中峯　住江
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
奈良市大宮町３丁目２番46―402号
債務者　岸　　由美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６８号
奈良県大和郡山市小泉町1535番地５　サンビレッジ幸泉105号
債務者　谷口　真介
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７８号
奈良市富雄北３丁目22番６―203号
債務者　林　みゆき（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６０２号
奈良県天理市守目堂町255番地１
債務者　角　　貞信
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６０７号
奈良県生駒市小瀬町654番地63
債務者　山村　幸美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１４号
奈良市杏町568番地の１　ディアコートＢ―202、住民票上の住所奈良市四条大路３丁目３番38号
債務者　須賀　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７７号
愛媛県伊予市湊町154番地
債務者　塩田八重子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１８号
愛媛県松山市久保445番地２　市営鹿峰団地７－３－１号
債務者　西村　千晴
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松山地方裁判所民事部